

# 運転免許を **自主返納** された方へ

## 運転経歴証明書

交付手数料を **助成** します

① 運転免許の自主返納申請

② 運転免許の取り消し通知書の交付

③ 運転経歴証明書の交付申請

④ 運転経歴証明書の交付

⑤ 運転経歴証明書交付手数料助成申請

⑥ 運転経歴証明書の交付手数料交付

①～④は広尾警察署での手続き、  
⑤と⑥は役場住民課環境生活係での手続き



運転経歴証明書

「運転経歴証明書」は、運転免許証に代わる公的な本人確認書類として、永年、利用することが出来ます。また、乗務員に提示することで十勝バスの運賃が半額になります。

近年、高齢者が加害者となる交通事故が全国的に多発し、社会問題となっています。

そこで町では高齢ドライバーの事故防止のため、持っているすべての運転免許を自主的に返納し『運転経歴証明書』を取得された方に、その交付手数料の全額を助成することとしました。

### ●助成対象者

60歳以上で運転免許証を自主返納し、「運転経歴証明書」の交付を受けた町内に住所を有する方。(平成30年4月1日以降に「運転経歴証明書」の交付申請を行った方)

### ●助成額

1, 100円 (平成30年4月1日現在)

### ●手続き

「運転経歴証明書」を持参のうえ、助成金交付申請書を住民課環境生活係に提出。交付申請書は住民課環境生活係及び広尾警察署窓口にて用意してありますのでご利用ください。

### 【お問い合わせ】

住民課環境生活係 2-0171